

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第32号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条循環型社会推進部の款まち美化推進課の項第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 一般廃棄物処理手数料（本市が収集する一般廃棄物に係るものに限る。）に関する事務の企画及び調査に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理手数料（本市が定期的に収集する一般廃棄物（ふん尿を除く。）及び粗大ごみに係るものに限る。）の徴収に関すること。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

（総務局総務部文書課）